

ブロック塀等の撤去費 を補助します



補助金交付の対象となる事業は、対象となるブロック塀等の所有者が行う下記の事業です

倒壊の危険性の高い
ブロック塀等の撤去事業
高さが0.8mを超える危険性の
高いブロック塀等を撤去するもの

最大

10万円

を補助

※詳細は裏面または宇部市公式ウェブサイトをご覧ください

宇部市 ブロック塀



【お問合せ先&申請窓口】

宇部市都市政策部建築指導課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL0836 - 34 - 8434



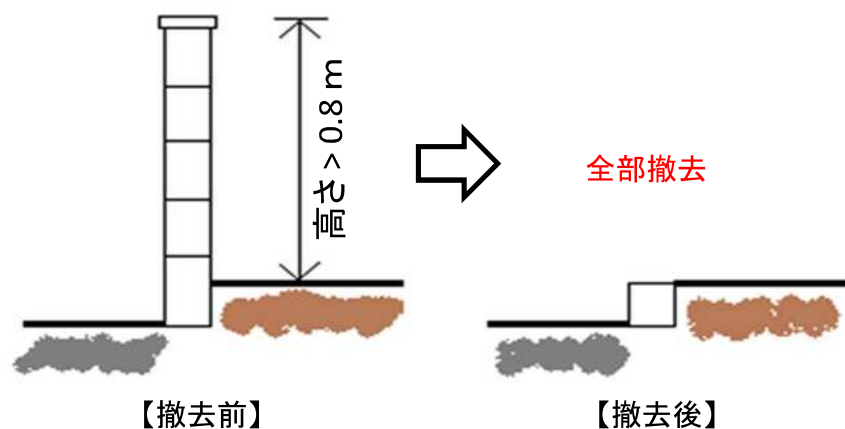
1 対象となるブロック塀等

宇部市内にある道路等(国道・県道・市道等)に面するブロック塀等の高さが0.8mを超えるブロック塀等で、以下のいずれかに該当するもの

- ☐ 高さが2.2m(組積造の場合は1.2m)を超えるもの
- ☐ 傾き、ひび割れのあるもの

2 対象事業

- ☐ 対象となるブロック塀等を**全部撤去するもの**



3 補助金額

- ☐ 撤去に要する費用の**2/3**の額(①)又は撤去延長に**2万円/m**を乗じた額(②)のいずれか少ない額(**限度額10万円**)

【算定例】 撤去工事見積金額21万円、塀の長さ10mの場合

① $21\text{万円} \times 2/3 = 14\text{万円}$

② $10\text{m} \times 2\text{万円/m} = 20\text{万円}$

② > ①より、①

$14\text{万円} > \text{限度額} 10\text{万円} \Rightarrow \underline{10\text{万円}}$ となる

※ 補助金額に千円未満の端数が生じる場合は切り捨て

4 申請上の注意点

- (1) **補助金交付決定通知書受領後に着手される撤去工事でなければ、補助金を受けられません。**
- (2) 申請の受付期間は、令和7年5月12日から11月28日までとなり、事業途中でも予算の上限に達した場合は受付終了となります。
- (3) 申請書様式は、建築指導課の窓口、または宇部市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。